

○議長 玉城 勇君 これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

開議（午前10時00分）

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって9番 金城好春議員、10番 浦崎みゆき議員を指名します。

○議長 玉城 勇君 これから議案の上程に入ります。

### 日程第2. 議案第14号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第2. 議案第14号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 皆さん、おはようございます。議案第14号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計予算 令和4年度南風原町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ42億3,019万1,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(一時借入金) 第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25億円と定める。(歳出予算の流用) 第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第14号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計予算について概要をご説明いたします。

まず、2ページから4ページでございます。第1表歳入歳出予算について、令和4年度の予算総額は42億3,019万1,000円で、前年度に比べて1億3,064万2,000円の増となっております。また、歳入不足額を確保す

るために、諸収入の雑人で歳入欠陥補填収入として1億9,661万8,000円を計上しております。

まず、歳入についてご説明いたします。8ページをお願いします。1款1項1目. 一般被保険者国民健康保険税134万2,000円減は、1節. 医療給付費分現年課税分300万1,000円増はあるものの、介護保険第2号被保険者数の減による3節. 介護納付金分現年課税分の減と4節から6節までの滞納繰越分の減によるものです。

10ページをお願いします。5款2項2目. 保険給付費等交付金3,669万2,000円増は、2節. 保険給付費等交付金(特別交付金)で、国保特別会計の赤字を解消した分に沖縄県から交付される交付金が前年度よりも減ったことによる県繰入金(2号)3,674万3,000円減があるものの、県が推計する療養給付費等の増に伴う1節. 保険給付費等交付金(普通交付金)6,930万2,000円増になったことが主な要因でございます。

16ページをお願いします。12款4項7目. 歳入欠陥補填収入9,584万円増は、歳入10ページで説明しました県繰入金(2号)の減及び歳出における国民健康保険事業費納付金の増が主な要因です。

引き続き、歳出についてご説明いたします。18ページをお願いします。1款1項1目. 一般管理費378万6,000円の増は、1節から4節までの人件費において人事異動等による129万9,000円の増及び12節. 委託料で、新たに、診療報酬明細書の審査点検でAI(人工知能)を活用するための委託料99万円の計上、国民健康保険システム改修委託料125万4,000円増が主な要因です。

23ページをお願いします。2款2項1目. 一般被保険者高額療養費6,930万2,000円増は、県が推計する高額療養費の増によるものです。

25ページをお願いします。2款4項1目. 出産育児一時金267万4,000円の減は、被保険者の出生数の減によるものです。

28ページから30ページにかけてでございます。3款. 国民健康保険事業費納付金については、県が示す国民健康保険事業費納付金の増により、1項. 医療給付費分から3項. 介護納付金分まで合計5,380万3,000円の増となっております。

32ページをお願いします。6款1項1目. 特定健康診査等事業費520万8,000円の増は、1節から4節までの人件費において人事異動や会計年度任用職員の配置等で356万8,000円の増、12節. 委託料において検査単価の増による特定健康診査等委託料137万円の増が主な要因です。以上が、令和4年度南風原町国民健康保険特別会計予算の概要でございます。ご審議のほどよ

ろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは、順を追って質疑をさせていただきますと思います。まず、歳入の8ページ、国民健康保険税であります。概要説明では数が減っていると。これは近年、そういう傾向にあるのかなと理解しておりますが、後でも出てくる歳入欠陥補填の状況も考えて保険税額ですけれども、私の記憶では県の基準としている保険税額よりもまだ南風原町のほうは低い税額になっていて、1段階、当初税額改正をして引き上げたんですが、あと1段階引き上げが必要というような認識でありました。当初は、この税率改正のときに県統一に向けてもう1段階というような答弁もありましたし、町長の施政方針でしたか、その中でもやはりいずれか。これまでの答弁でもそうですけど、統一に向かわざるを得ないというようなことも何度も確認をしてきましたけれども、今回も税率の引き上げについてはないから歳入欠陥が出ているというふうに理解しました。私は税率を上げるべきだという主張ではございませんが、このあたりをどのように新年度時点で分析をされて、こういう予算立てをされているのか、お答えいただきたいと思います。

次に16ページです。これも歳入欠陥補填収入ですので、先ほどの保険税と併せて、これの推移と状況、昨年に比べて9,000万円近く差額が出てしまっているところですので、これもすぐになくせという趣旨では私はございません。ある程度、国保は立場の弱い方々だと思いますので、行政として担保し続けるべきなのかなというふうな視点で質疑をいたします。

そして最後に、歳出の32ページ、特定健診の事業についてですけれども、これも私も町民の方から言われたのですけれども、この2年ぐらい、コロナの影響で基本的な受診控えというか、病院に行くのも非常にはばかれるとか、心配な状況があって、ただ、特定健診ですので、これを受けようとしたんですけれども、たまたまその病院、かかりつけ医が町外だったということで、その町外のかかりつけ医に行こうとしたら1日に何件しか受けられない。取らない。要するに特定健診の受診の枠があるというような話があったらしくて、年度末を迎えて、ちょっと受けられるか分からないというような相談があって、特定健診の場合、私も人間ドックとかをするたびに、結果は保健師から指導をいただいているんですけれども、どこで受けてもその保健師を通して受診結果が返ってくるということであれば、データ自体は町のほうで経年的に多分

持っているわけですよ。一般的には、そのかかりつけ医のほうで状況を分かっているので決まった病院で受けたほうがいいのかもしいないんですけど、特定健診とか、毎年やっていくものに関しては、データをもし町が持っているのであれば、仮にここで受けられなくて別で受けても、そのデータ自体は別になくなるわけでもないし、前のが分かるわけでもないの、私はそうじゃないかなと思っているんですけれども。簡単に言えば、一つの病院だけで受けるんじゃない、いろんなところで受けても大丈夫ですよというふうにしたほうがもっと受診率というか、毎年継続的に受けるというのが必要なことであって、もうちょっと受けやすくとか、枠を広げないし、データはちゃんとしっかり町で管理をしているから、どちらで受けても大丈夫だというような説明が必要じゃないかと。そういう趣旨なんですけれども、現状、たまたまこの方は町外のかかりつけ医だったということなんですけれども、町内でも病院は限られるので、より受けやすくしていただきたいという趣旨ですが、現状はどうなっているか。この3点、お願いしたいと思います。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 照屋仁士議員のご質疑にお答えします。1点目、1款、国民健康保険税につきましては、税率改正等も含めて毎年度検証して、調査してまいります。平成30年度に税改正を行いました。令和元年度から新しい税率に国保税はなりました。実際、税改正後に5,000万円ほど増額がございまして、その後も同じような調定額を推移しております。毎年度、検証、調査してまいります。また、他市町村の動向とかですね。また、令和4年度については税率改正は行いませんが、また、令和4年度も年度内に令和5年度に向けてどうあるべきか、いろいろ調査研究してまいります。あと一段階あるのかないのかも含めまして、検討してまいります。

2点目の歳入欠陥補填収入につきましては、確かに今年度は対前年度比9,500万円ほど増えましたが、これもご説明いたしましたとおり、事業費納付金の増と、歳入で県繰入金金の減等がございまして、こういうふうになりました。推移としましては、たまたま今年は多かったということになります。

3点目、特定健診につきましては、受診いたしましたらデータは町に届きまして、どこの医療機関で受けてもデータは蓄積されていきます。今お話にあった方のように、かかりつけ医でなくても、どこの医療機関でも特定健診を受診さえいただければデータが南風原町に届きますので、保健師、栄養士等がまた保健指導、

栄養指導を行って、町民の健康づくりに寄与してまいります。以上になります。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは8ページの保険税、そして16ページの歳入欠陥補填収入、観点としては同じ内容ですのでまとめて伺いたいと思いますけれども、先ほどから繰り返すように、私は保険税を統一すべきという立場ではございません。国保については、お子様だったり、高齢者だったり、仮に働く世代であっても収入の高い方は税としてしっかり払う、そういう制度ですので、その立場の弱い方々がここにあるというふうな観点であります。当然、これまでも繰り返し、毎年総合的に判断をされているということなんですけれども、その判断の中で、確かに税率とか、制度の改正でやむを得ないということはあるにせよ、何とかその税率を引き上げないで済むのであれば、もちろんこれは理想かもしれませんが、どこかで妥協しないといけなくもありませんけれども、ある程度、行政として弱い人を助けるという視点を持ち続けることも私は選択肢の一つではないかと思っています。結果として、今そうになっていますよね。だから、どの段階で上げるのか。上げないという選択肢もあるんじゃないかという観点から疑問をしますけれども、統一はもちろん県統一にせよ、他市町村の状況と比較したときに、どこもそういう悩みはあると思うんですよ。だから県単位化したときに、おおむね何年後までというような目標もあったと思いますけれども、それがもし達成できなかった場合、先延ばしとか、軽減措置とかそういうことも要望していったり、さらなる国の制度改正を求めていくことも引き続きやっているということもこれまで聞いていますけれども、そのような情勢を少し教えていただきたいなと思います。

3点目にあった特定健診については、今言ったとおり町で蓄積があるということであれば、病院ごとに枠があるのかどうかは分かりませんが、やっぱり受入れのキャパはあるわけです。だから広く受けやすくするために、そういう周知の仕方とか、共通認識の持ち方、これは保健指導でもあると思いますけれども、そういうのを少し広げられないかなというふうにあります。その点について、考え方を少し教えていただきたいなと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えします。まず、1点目の税率改正の部分に関しましては、国民健康保険は医療保険ですので、国民皆保険制度の最終的なとりとしての国保医療保険制度ということで、しっかり医

療を受けられるための医療保険です。議員がおっしゃっていましたが、生活に困窮されている方々を国保で支援ということのご質疑でしたが、これはあくまでも医療保険です。そこで収入が厳しい方については、この制度の中では7割軽減、5割軽減、2割軽減がございますので、そういう部分で軽減によって支援するといえますか、税の負担を軽減するというふうになっております。生活していく上でのいろいろな支援に関しましては、別の支援策でいろいろと福祉の部分で出てくると思いますので、そういう視点でしっかり我々も、必要な方々には支援が届くようにはしてまいります。国民健康保険税に関しましては、県の目標としましては令和6年に統一ということではありますが、それぞれの市町村で医療費の水準や所得の水準等が全部違いますので、それを一気にまとめるというのは大変厳しい部分はあるかと思います。ただ、我々南風原町や類似団体、そういう医療費の指数が高いとか、所得の指数が高いとか、この事業費納付金の算定に当たって、どうしても事業費納付金が多めに出るような形の算定の部分では、やはり保険税統一に向けて、我々は早めに統一していくべきだという方向で県にも要請しているところです。しっかり令和6年度の統一に向けて、我々としては県にも要請していく。これは県内でも市や、そういうところも税の統一に向けて取り組んでいこうということでやっていますので、税率の統一は県全体で同じ税率ということになりますので、どこに行っても必要な医療を受けられる状況、所得も同じであれば、どこに転入・転出しても同じ税の負担というところで、やはり公平性の部分では税率の統一に向けても必要だと考えております。

それから3点目の、どこの医療機関で受けても特定健診の状況が、蓄積されたデータが見れるという部分に関しましては、今進めていますのがマイナンバーカードに健康保険証の機能を持たすという部分がございます。徐々にそういう取組を今国のほうでも進めていきますが、そういった部分が進んでいきますと、本人の同意が得られれば、医療機関でこのマイナンバーカード、個人番号を使って、この方の個人の健診の結果とか、そういうものもそこで見れるというふうに、今後そのような取組になっていきますので、まずはマイナンバーカードの普及と、それからそれをカードに健康保険証の機能を持たせていくという部分がありますので、しっかりそういう部分では周知して広めていきたいというふうに考えます。あと、どうしても医療機関においては一日における人間ドックや特定健診等の受入人数はありますので、それぞれの医療機関、こ

れは希望の日にちにその人数を超えれば受け入れない日はございますので、それはどうしてもご要望の日にちでできない場合は多々あるのかなと思います。ましてや、令和2年、3年においては、コロナ禍において一日における受診の件数とかを制限しないといけない医療機関も多くあったと思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 保険税と歳入欠陥補填収入については、少し経過を分かるように示していただければと、これは要望したいと思います。

あと部長、3点目の特定健診ですけれども、少しでも広げられないかという視点ですので、今の答弁で行くと、今はコロナ禍だからしょうがない、我慢してくれというふうに聞こえるんですけれども、やっぱり受けていただくということが必要なことですので、その方策については、今こういう現状認識は一緒だというのはわかりますけど、我慢しろと言うのか、どこで受けてもデータはちゃんと市町村で持っているというのとは少し違うのかなというふうに思いますけれども、そのあたり、最後のところですね。今はしょうがないと。これで行けということではないですよ。それをちょっと確認したいと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 受診機会といいますか、受診をできるだけ多くの方にやっていただくためには、いろいろと我々も手法を考えて取り組んできているところではございますが、いかんせん、令和2年、令和3年においては健診も、どうしても集団健診も、そういう部分でも実施はやってきてはいますが、どうしても緊急事態宣言期間中とか、そういう部分では縮小せざるを得なかった時期もございまして、ナイト健診を取り入れたら、日曜日とかそういう部分で、いろいろとできる範囲で機会を増やすということは引き続きやってまいります。ただ、医療機関におきましては、町外の医療機関にも協力いただいて、人間ドックの契約とか、特定健診を受けられるような契約はやっておりますので、しかし、一日で受け入れ切れる人数に関しましては、どうしても医療機関の事情がございまして、そういう部分ではご理解いただきたいというところでございます。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございませんか。14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 一点だけ、今の特定健診についてお伺いしたいんですけれども、説明のほうの特定健診によりますと、520万8,000円の増は1節から4節ま

での人事異動関係、要するに人件費の増なんですね。それから委託料で検査単価の増によるものと。これは2つプラスすると約500万円ぐらい、これで増なんですよ。それで今特定健診は、先ほどの質疑でもコロナ禍であって何か落ちているのかというニュアンスを受けたんですけども、実際にどうなのか。今の特定健診ね。それと、ここの中で特定健診の事業として、人数の増を見込んでいないのかどうか。この比較のところを見ると、人件費は上がったと。要するに、そういう医療施設に対しては手数料を払わないといけないわけでしょう。その辺はどうなんだろうというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 宮城寛諄議員のご質疑にお答えします。まず1点目、受診率につきましては、ちょっと推移を申し上げます。平成30年度39.3%、令和元年度37.7%、令和2年度32.8%、こういう推移でありまして、確かに受診率は下がってきております。ただ、平成30年度に沖縄県と同じ受診率になりまして、令和元年度は県平均を下回りました。ただし、令和2年度は県平均を上回っております。前提的に受診率が下がっていく中で、令和2年度におきましては県平均を上回りました。ただ、こういう推移、恐らくコロナによる受診控え等が考えられます。引き続き感染症対策は徹底しながら集団健診であったり、医療機関での健診につきましても働きかけて、受診率を上げていくような取組を行ってまいります。

続きまして、今回12節、委託料におきまして137万円の増がございまして、これは検査単価の増もございまして、こうやって受診率が上がっているもので、県平均を上回っているものですから、目標の人数であったりを増加して予算計上しております。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 県平均を超えているということなんですけれども、もともと特定健診は45%以上目標とかってずっとやっていましたよね。だから今度の予算で、比較のところが増えてはいるんですけど、特定健診としての費用が増えていないんじゃないのかなと。人数、要するにパーセントを上げるためのね。増えたのは、任用の会計年度の人件費とか、検査の費用が高くなっただけであって、人数が増えるということは、何か皆さん方は考えているのかなと。考えていないんじゃないかなというふうに思うものですから、そういう質疑をしています。ところで、次年度は何パーセントぐらいを見込んでおられるのか。その辺をちょっとお聞きします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。受診率向上のために会計年度任用職員の増を行ったり、また、受診勧奨に向けて、次年度におきましては電話勧奨等を強化してまいったり、また機会あるごとに受診勧奨を行っていく計画をやっております。

令和4年度の受診率の見込みですが、ちょっとお待ちいただけますか。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時29分）

再開（午前10時30分）

○議長 玉城 勇君 再開します。国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。今回の予算では、目標の受診率は50%に設定をしております。以上です。

○議長 玉城 勇君 14番 宮城寛諄議員。

○14番 宮城寛諄君 50%目標で、是非目標に向かってやってほしいと思います。だけど予算は、何か例年度と同じような感じで大丈夫なんですか。その辺をお願いします。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 今回の委託料の特定健康診査等委託料におきましては、この目標率50%と検査単価の増が加味されておりまして、その目標に向かって取り組んでいくという予算計上になっております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございませんか。3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 特定健診は、職場で健診を受けられない方々に向けた健診だと思います。私自身も広報はえげばで案内があった3月1日、ちむぐくる館での8時から10時までの健診を受けたいと思っていたんですけども、やっぱり時間的に都合がつかないので、それで近くの医療機関に電話して聞きました。そうしたら検査科目が血液検査と尿検査とそれから問診、この3つだけだったと思います。ちむぐくる館で受けられるもう一つ、何かが含まれていなかったと思うんですよ。その違いを確認したいことが一つ。

12節. 委託料が137万円とおっしゃいましたが、私、前年度比では122万6,000円上がっているのだから検査科目を増やしてくれるのかと委員会でも申し上げたことがあるんですが、検査科目が例えば心電図などはないのではないかと思うんですが、検査科目が足りないのではないかと。もう少し予算をつけて検査科目を増やせば、受診率も上がっていくのではないかと思うんですけども、そういう考えはありませんか。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 お答えします。特定健診の検査科目におきましては、医療機関であったり、集団健診であったり、違いはございません。また、現行で行われている検査項目に心電図検査は含まれております。医師が必要と認めましたら心電図検査等、追加で検査はございます。現在行われている検査科目については、不足等はありません。以上です。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 すみませんが、その検査科目を挙げてください。私が近くの医療機関に聞いたときには、「心電図はやっていません」と間違いなく言っていました。本当に町がしている医療機関で受けられる検査と、ちむぐくる館でやっている検査が本当に全く同じなのか。それを再確認して、委員会で示してください。今分かる検査科目を、もう一度おっしゃっていただけますか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 現在行っています特定健診においては、血液から分かる部分で中性脂肪やコレステロール、 $\gamma$ （ガンマ）-GDPという肝機能等の検査、そして糖尿病関係でヘモグロビンA1c、あと尿酸ですね。血液検査でそういう部分を見ていく。これは国の基準に加えて南風原町民のデータを分析していきますと、糖尿病とか人工透析の割合が多い傾向があるというところで、そういう部分を予防するために血糖値の状態が分かるヘモグロビンA1cの検査とか、腎臓の状態が分かる血清クレアチニン検査等を含んで検査をしております。そういう中で診察された医師の先生が詳細な検査が必要だというふうになった場合は、心電図の検査に回るというふうなことになっております。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩（午前10時36分）

再開（午前10時37分）

○議長 玉城 勇君 再開します。民生部長。

○民生部長 知念 功君 答弁が漏れておりました。検査項目を増やしていく部分に関しては、町民の方の検査結果のデータ等を基に、先ほど申し上げましたようにヘモグロビンA1cとかを追加しておりますので、今後保健師、栄養士、そして健康づくり班のスタッフと本当に必要な検査項目はどういうものがあるとか、そういう部分を検討して必要であれば追加するとか、そういうことになると思います。今、現時点では国の基準に加えて、こういう形でやっている部分はあるということでございます。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 最後の質疑ですが、今後検査項目を増やしていくお考えがあるかないかのお答えがまだはっきり私には聞こえていないんですけれども、予算上どうしても厳しいのか。受診率がなかなか上がらない。そういう中で検査項目を増やしていくことが必要じゃないのかなというのが私の提案ですけれども、それのお答えは私自身、まだはっきり分かりません。聞こえていません。

先ほど伺った血液検査と尿検査によって、心電図検査が必要かどうか分かるということですか。さっき聞いたのは、今南風原町が指定している医療機関では本当に全部同じ検査をやっているのか。心電図検査も全部やっているのか。そこがまだはっきり分からないので、調べてくれるのかどうかも伺います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 まず、心電図検査は医師が必要と認める場合ということでございますが、詳細検診ということで心電図が含まれてきますが、その場合は血圧で収縮期の血圧が140以上、あるいは拡張期が90以上とか、血糖は空腹時血糖が126ミリ以上とか、ヘモグロビンA1cが6.5%以上とか、こういう基準を基に詳細な検診で心電図等に回っていくというふうなことになります。

それから検査項目を増やして受診率が上がるかというところとは、また直接受診率に結びつくかどうかは我々としてもそこはちょっと判断が難しいところでございますが、今南風原町の健康課題として挙げられる部分で、やはり糖尿病性腎症、そういう部分の予防というところに今力を入れておまして、ヘモグロビンA1cの検査等を追加して行っているわけでございます。受診率の向上に向けては、もっともっと町民に健診の大切さ、必要性とかを広報とかそういうものを通じて周知していきながら、さらにまた、何かしら健診を受けるきっかけとなるような取組、そういう部分を今検討しておりますので、しっかり受診率向上に向けても引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第14号 令和4年度南風原町国民健康保険特別会計予算については、総務民生常任委員会に付託します。

### 日程第3. 議案第15号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議案第15号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第15号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算 令和4年度南風原町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,852万5,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定める。(歳出予算の流用)第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 それでは議案第15号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算について概要をご説明いたします。

まず、2ページから3ページにかけてでございます。第1表歳入歳出予算について、令和4年度の予算総額は3億3,852万5,000円で、前年度に比べ809万9,000円の増となっております。

歳入についてご説明いたします。7ページをお願いします。1款1項1目. 特別徴収保険料726万2,000円増及び2目. 普通徴収保険料551万5,000円減は、後期高齢者医療広域連合が算出した保険料調定額によるものであります。令和3年10月時点で後期高齢者医療広域連合が算出した保険料調定額に、令和2年度収納率を乗じ算出しております。

9ページをお願いします。3款1項1目. 一般会計繰入金505万円の増は、人事異動等による1節. 事務費等繰入金348万円の増及び2節. 保険基盤安定負担金(保険料軽減分)157万円増が要因であります。

14ページをお願いします。5款4項1目. 雑入130万5,000円の増は、法改正に伴い被保険者全員へ2回保険証を送付することで生じる分に係る負担割合変更事務費負担金の計上によるものです。

引き続き、歳出についてご説明いたします。15ページをお願いします。1款1項1目、一般管理費480万3,000円増は、職員人件費の増及び11節、役務費で、歳入14ページで説明しました保険証を再度送付するための通信運搬費134万2,000円増によるものです。

17ページをお願いします。2款1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金331万7,000円増は、歳入7ページで説明しました徴収保険料及び歳入9ページで説明しました保険基盤安定負担金（保険料軽減分）の増によるものです。以上が、令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算の概要です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ちょっと教えてください。昭和22年生まれの皆さんが……。

○議長 玉城 勇君 休憩します。  
休憩（午前10時46分）  
再開（午前10時46分）

○議長 玉城 勇君 再開します。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 昭和22年生まれの皆さんがもう来年、再来年あたりから後期高齢者の枠の中に入っていけるんですけども、本町の高齢者の方たちがどう変化していくのか。予算の枠の中でどのような予算枠をつくるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

○議長 玉城 勇君 国保年金課長。

○国保年金課長 高良星一郎君 大城 勝議員のご質疑にお答えします。今回は後期高齢者の被保険者に限ってでございますが、後期高齢者医療、南風原町の場合、被保険者数は3,000人を超えていまして、この推移は増加しております。近年、また団塊の世代などが新規で後期高齢者に該当していきますので、この増加傾向は当然続いていくものと確認しております。

○議長 玉城 勇君 7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 一般財源からの繰入金も多くなる可能性というのはあるわけですね。そういうことですよね。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 答弁いたします。まず今回、後期高齢者医療特別会計の予算には、診療報酬とか給付費等はありません。これはあくまでも町内の75歳以上の方の保険料を徴収して、これを広域連合に納めるという特別会計でございます。議員の今のご質疑の一般会計からの繰入れということでございますが、ここで言う繰入分は法定の税の軽減分についての財政支

援分、後期高齢者の広域連合への負担金としては、一般財源のほうから直接後期高齢のほうに町の負担分としての支払いがございます。その部分に関しましては、やはり75歳以上の後期高齢者の方々の人数が増えていくことによって医療費が上がっていきますので、当然町負担分も増えていっているという状況でございます。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございますか。  
（「進行」の声あり）

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第15号 令和4年度南風原町後期高齢者医療特別会計予算については、総務民生常任委員会に付託します。休憩します。

休憩（午前10時50分）

再開（午前10時59分）

○議長 玉城 勇君 再開します。

#### 日程第4 議案第16号 令和4年度南風原町下水道事業会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第4 議案第16号 令和4年度南風原町下水道事業会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第16号 令和4年度南風原町下水道事業会計予算（総則）第1条 令和4年度南風原町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。（業務の予定量）第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。（1）排水戸数9,975戸。（2）年間総排水量261万5,224立方メートル。（3）1日平均排水量7,164立方メートル。（4）主要な建設改良事業2億2,384万8,000円。（収益的収入及び支出）第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入 第1款 下水道事業収益6億302万5,000円、第1項 営業収益2億4,566万3,000円、第2項 営業外収益3億5,736万2,000円、第3項 特別利益0円。支出 第1款 下水道事業費用5億4,349万9,000円、第1項 営業費用5億474万5,000円、第2項 営業外費用3,850万4,000円、第3項 特別損失0円、第4項 予備費25万円。（資本的収入及び支出）第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,262万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額849万8,000円、当年度分損益勘定留保資金1億322万3,000円、未処分利益剰余金5,090万

7,000円で補てんするものとする。) 収入 第1款 資本的収入2億2,325万1,000円、第1項 企業債9,050万円。第2項 補助金1億626万円、第3項 他会計補助金2,649万円、第4項 長期貸付金償還金1,000円。支出 第1款 資本的支出3億8,587万9,000円、第1項 建設改良費2億2,384万8,000円、第2項 企業債償還金1億6,048万1,000円、第3項 長期貸付金140万円、第4項 予備費15万円。(企業債) 第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。記載のとおりであります。

(一時借入金) 第6条 一時借入金の限度額は、4億1,000万円と定める。(予定支出の各項の経費の金額の流用) 第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失との間。(2) 建設改良費及び企業債償還金との間。(議会の議決を経なければ流用することができない経費) 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1) 職員給与費5,067万円。(他会計からの補助金) 第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億1,943万3,000円である。(利益剰余金の処分) 第10条 当年度利益剰余金のうち、5,090万7,000円は次のとおり処分するものと定める。(1) 減債積立金5,090万7,000円。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 それでは議案第16号令和4年度南風原町下水道事業会計予算について、概要を説明いたします。

予算書1ページ、第2条. 業務の予定量から説明いたします。それでは1ページをお願いします。第2条. 業務の予定量は、前年度と比較して排水戸数143戸増、年間総排水量14万9,373 $\text{m}^3$ 減、1日平均排水量410 $\text{m}^3$ 減、主要な建設改良事業3,222万7,000円減です。

第3条. 収益的収入及び支出、4条. 資本的収入及び支出の予定額については17ページから21ページの予算に関する参考資料で説明します。

第3条. 収益的収入及び支出、それでは18ページをお願いします。収入 1款. 下水道事業収益6億302万5,000円、前年度より3,337万円減について説明します。1項. 営業収益1,610万4,000円減は、1目. 下水道使用料1,587万5,000円減、3目. 国庫補助金等25万円減等によるものです。2項. 営業外収益1,726万

6,000円減は、2目. 他会計補助金847万2,000円減、3目. 長期前受金戻入595万4,000円減、5目. 消費税及び地方消費税還付金288万5,000円減等によるものです。

続きまして、19ページから20ページをお願いいたします。支出 1款. 下水道事業費用5億4,349万9,000円、前年度より1,826万5,000円減について説明します。1項. 営業費用1,572万5,000円減は、1目. 管きよ費96万4,000円増はあるものの、4目. 総計費479万1,000円減、5目. 流域下水道維持管理負担金834万円減、6目. 減価償却費292万7,000円減等によるものです。2項. 営業外費用264万円減は、企業債利息の減によるものです。

第4条. 資本的収入及び支出について、21ページをお願いいたします。収入 1款. 資本的収入2億2,325万1,000円、前年度より1,238万7,000円減について説明いたします。1項. 企業債1,670万円減は、建設改良等企業債の減によるものです。2項. 補助金1,600万円減は、1目. 国庫補助金300万円増はあるものの、2目. 県補助金1,900万円減によるものです。3項. 他会計補助金2,031万3,000円増は、他会計補助金(一般会計繰入金)の増によるものです。支出 1款. 資本的支出3億8,587万9,000円、前年度より2,836万円減について説明いたします。1項. 建設改良費3,222万7,000円減は県補助金の減額に伴い、委託料240万円減、工事費2,366万7,000円減、負担金602万7,000円減によるものです。2項. 企業債償還金316万7,000円増は償還金の増によるものです。3項. 長期貸付金80万円増は一般貸付金の増によるものです。

3ページ以降に予算に関する説明書を添付していますので、ご参照ください。以上が、令和4年度南風原町下水道事業会計予算の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。7番 大城 勝議員。

○7番 大城 勝君 ちょっと確認のために質疑をさせていただきます。1ページの業務の予定量というところ、第2条のほう、排水戸数とあるんですが、これは多分アパートなどの集合住宅を1戸と数えたときの個数だと思うんですけども、そうでしょうか。

それと、(4) 主要な建設改良事業とあります。これはこれからやる照屋、本部、喜屋武への管のことを言っているのでしょうか。その辺、ちょっと説明をお願いします。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 お答えいたします。排水戸数についてですが、これは接続件数です。

主な建設改良事業、これは確かに今行っております  
照屋地区、津嘉山で行っております区画整理地内の下  
水道も含まれております。以上です。

[大城 勝議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時13分)

再開 (午前11時13分)

○議長 玉城 勇君 再開します。区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 戸数に関しまして  
は、メーターの個数です。メーターの数です。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 この1戸の個数につ  
いては、少し難しいです。具体的に言いますと、本当  
はメーター1個で、普通はアパートがもし4世帯あれ  
ば、4世帯に水道メーターを1個ずつつけたら4戸で  
す。だけど、アパート経営の中にはメーターを1個で  
親メーターをつけて、子メーターをつけるところがあ  
るんです。だけど、南部水道さんは親メーターを検針  
しますのです、そのときは1戸です。これは子メーター  
でやっているものだから、これはアパートの地主さん  
が管理します。不動産屋さん。なので、ここに来るの  
はメーターの個数とすぐ結論から言いましたけれども、  
南部水道が検針する戸数です。なので、議員さんが今  
おっしゃっているアパートが4世帯あったら、これは  
4世帯ですか、1戸ですかと言うけど、個々で違いま  
すということです。以上です。

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時15分)

再開 (午前11時16分)

○議長 玉城 勇君 再開します。7番 大城 勝議  
員。

○7番 大城 勝君 排水戸数というのは、下水道に  
関しては9,975戸あるということですからけれども、それ以  
外の浄化槽を使っているのは戸数はどれぐらいですか。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 お答えいたします。  
ただいま手元のほうに資料がございませんので、委員  
会のほうで説明したいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はございませんか。

[大城真孝議員より「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時17分)

再開 (午前11時18分)

○議長 玉城 勇君 再開します。3番 岡崎 晋議  
員。

○3番 岡崎 晋君 私もまさにそこは何いたかっ

たところですけども、その数字を示していただけな  
いかと。事業所がどれだけ減った、病院を含めて。医  
療機関などを含めて、事業所がどれだけ減った。お家  
にこもる時間が多くなった住民の皆さんの分はどれだ  
け増えたかということを知りたいんですね。

もう一つは2ページの第9条、他会計からの補助金、  
一般会計から補助を受ける金額は2億1,943万3,000円  
とあります。それで、これがどのように行くのかなと  
見ると、4ページの収入で営業外収入の2番目、他会  
計補助金1億5,870万4,000円、そして5ページの上、  
他会計補助金2,649万円、これでは先ほどの2億1,900  
万円にはならないんですね。3,423万9,000円がどこか  
に行っているんだろうけれども、それを教えていただ  
きたいこと。

それからもう一つ、一般会計からの補助金というも  
のと国保などに行く繰入金というのがありますね。こ  
の下水道事業にも繰入金があったんじゃないかな。ど  
こかで私見た記憶があつて、今日はそれを見つけ切れ  
ないんですが、繰入金はないのか。これが2つ目です  
ね。

これは総務部長に伺ったほうがいいのか。繰入金  
と補助金の違いをどう解釈すればいいのか。それを伺  
います。

[「休憩願います」の声あり]

○議長 玉城 勇君 休憩します。

休憩 (午前11時21分)

再開 (午前11時22分)

○議長 玉城 勇君 再開します。区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 お答えいたします。  
4ページ目の収益的収入及び支出の収入がありまして、  
1款、下水道事業収益、1項、営業収益、その2目め  
のほうに他会計負担金3,423万9,000円、それと今おっ  
しゃられていました1億5,870万4,000円、それと5  
ページ目の2,649万円の3つを足しますと、2ページ目  
にございます、2億1,943万3,000円となります。

あと一点ですね。事業所が幾つあつてとか、そうい  
うのは私たちのほうで判断できていない。南部水道も  
そういう形で管理しておりませんので、事業所が何戸  
とかということは、ちょっと答えることはできません。  
以上です。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは繰出金とその他  
会計の補助金について、違いをご説明いたします。ま  
ず、他会計の繰出金については特別会計、国民健康保  
険特別会計、後期高齢者医療特別会計、土地区画整理  
事業特別会計、本町には3つの特別会計がありますが、

それについての繰出しは繰出金で出しております。しかし、今回下水道については企業会計となっていることから、企業会計への支出については補助金ということで分けて出しているということで、その違いは、特別会計なのか、企業会計への支出なのかということで区分しているところであります。

○議長 玉城 勇君 3番 岡崎 晋議員。

○3番 岡崎 晋君 区画下水道課長、その一般家庭と事業所の数を把握できていないということですが、それは多分聞いてみたら分かります。調べられると思うんですけども、委員会でも、もし資料が出せたらお願いします。

○議長 玉城 勇君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 山城 実君 答えいたします。調べて、資料を提供したいと思います。以上です。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。  
(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第16号 令和4年度南風原町下水道事業会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

#### 日程第5. 議案第17号 令和4年度南風原町土地 画整理事業特別会計予算

○議長 玉城 勇君 日程第5. 議案第17号 令和4年度南風原町土地画整理事業特別会計予算についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 議案第17号 令和4年度南風原町土地画整理事業特別会計予算 令和4年度南風原町の土地画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億7,707万9,000円と定める。2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。(地方債)第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。(一時借入金)第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、7億円と定める。内容等については、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 経済建設部長。

○経済建設部長 金城克彦君 では、議案第17号 令和4年度南風原町土地画整理事業特別会計予算につ

いて、概要を説明いたします。

2ページから3ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算について、令和4年度の予算総額は5億7,707万9,000円で、前年度に比べ1億88万2,000円(14.9%)の減となります。

内容については、6ページ以降の事項別明細書で説明します。4ページをお願いします。第2表地方債は、土地画整理事業債の合計で限度額が1,840万円となります。起債の方法、利率、償還の方法は記述のとおり例年同様です。

歳入についてご説明いたします。8ページをお願いいたします。1款1項1目. 保留地処分金6,877万9,000円減は、本年度処分予定の保留地面積が昨年比べて面積減によるものです。

10ページをお願いいたします。3款2項1目. 総務費補助金55万5,000円減は、本年度工事予定箇所の磁気探査支援事業調査費算出によるものです。2目. 土木費県補助金7,200万円増は沖縄振興公共投資交付金の内示配分額の増によるものです。

11ページをお願いいたします。5款1項1目. 繰入金1億1,180万2,000円減は、一般会計繰入金225万円増はあるものの、土地画整理事業基金繰入金1億1,405万2,000円減によるものです。

17ページをお願いいたします。10款1項1目. 土地画整理事業債720万円増は沖縄振興公共投資交付金の内示配分額の増によるものです。

引き続き、歳出についてご説明いたします。19ページから20ページをお願いいたします。2款1項1目. 事業費8,753万6,000円増は、主に沖縄振興公共投資交付金の内示配分額の増により、工事費4,090円増、物件補償費3,900万円増等によるものです。2目. 土地画整理事業基金整備事業費1億1,405万2,000円減は、歳入11ページで説明しました土地画整理事業基金繰入金の減によるものです。

21ページをお願いいたします。3款1項1目. 基金積立金6,877万9,000円減は、歳入8ページで説明しました保留地処分金の減によるものです。

22ページをお願いいたします。4款1項1目. 元金357万4,000円減、2目. 利子209万3,000円減は、起債償還年次表に基づくものです。

31ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高、並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。以上が令和4年度南風原町土地画整理事業特別会計予算の概要です。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。ただいま議題となっております議案第17号 令和4年度南風原町土地区画整理事業特別会計予算については、経済教育常任委員会に付託します。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は、全部終了しました。本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

散会 (午前11時34分)